

日本小児腎臓病学会雑誌投稿規程 (Japanese Journal of Pediatric Nephrology)

(2019年10月2日改訂)

1. 編集方針

(1) 投稿種別

本誌は小児腎臓病における臨床および基礎に関する投稿論文(総説, 原著, 症例報告), 学術集会抄録, 依頼原稿を掲載する。英文論文も受け付けるが, 投稿前に英語を母国語とする人の校閲を受けること。

(2) 利益相反

投稿論文の筆頭著者は, 日本小児腎臓病学会会員に限る。依頼原稿については, この限りではない。他誌に未発表のもの, 発表予定のないもののみ受け付ける。投稿時に, 代表責任者と著者全員が署名した「誓約書」に必要事項を記入し PDF 形式にして添付すること。投稿論文に関する全責任は, 代表責任者が負う事とする。利益相反に関する開示についても, 該当の有無に関わらず「日本小児腎臓病学会雑誌著者・学術集会演者: 自己申告による COI 報告書」に記入し PDF 形式にして添付すること。(誓約書と利益相反に関する開示文書は本ページ下部のリンクからダウンロードすること。両文書を記入後に電子化出来ない場合は FAX にて受付する)

(3) 倫理方針

人を対象にした論文は, 世界医師会総会(World Medical Assembly)において承認されたヘルシンキ宣言(1964年承認, 2000年10月修正)の精神に則って行われた研究でなければならない。また, 動物を用いた研究については, 「実験動物の飼育及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年4月28日環境省告示第88号)等を遵守して行われた研究でなければならない。

臨床研究論文では, 投稿に関するインフォームドコンセントを得たこと, または, 倫理委員会, 治験審査委員会等の承認を得た旨を, 論文中に明記し倫理審査番号などを記載すること。

(4) 個人情報

個人情報保護の観点には十分考慮し, 個人を特定出

来ないようにすること。

患者の顔写真を使用する際は, 患者あるいはその親権者もしくはその法定代理人の許可を得, 許可を得たことを写真の説明の中に明記すること。やむを得ない理由でその許可を得ることが不可能な場合は, 目の部分を隠すなど, 患者の同定を不可能にすること。

(5) 著作権

- 1) 掲載された論文の著作権及び著作権は日本小児腎臓病学会に属する。
- 2) 著者自身によるセルフ・アーカイブ(学術機関リポジトリ等への登録・公開)は原則, 妨げない。ただし, 使用するデータは雑誌掲載版 PDF とし, 著者が事前に編集委員会に対し許諾申請を行うこととする。
- 3) 他著作物の表, 図, 写真等を使用する場合は出典を明記するとともに, 著者の責任において J-STAGE で公開することも含め著作権者から必要な許諾を得ること。転載許可書のコピーを投稿時に提出すること。

(6) 審査方法

- 1) 論文の採択は2人ないし3人の査読を経たのち, 編集委員会で決定する。採否の通知は, 原稿受付後1か月を目安に代表責任者あてに連絡する。
- 2) 修正を求められた論文は, 審査結果通知日から3か月を期限として再提出すること。期日までに申し入れがあれば最長で審査結果通知日から6か月に期限を延長できる。期限を経過した時点で投稿取り下げとする。

2. 投稿要領

(1) 論文データは10 MB 以下に圧縮した電子ファイルで下記編集室に送信すること。

(2) 投稿のファイルは以下のフォーマットにすること。PDF での受付はしない。

- 1) 本文: Word

- 2) 図: JPEG, TIFF, Power Point
- 3) 表: Excel(画像データやテキストボックスの貼付は不可)
- 4) 動画: MPEG, AVI(オンライン J-STAGE 版に掲載可能)3分以内とすること。
冊子本はすべて白黒掲載のため写真, 図・表は判別可能なものを作成すること。ただし, オンライン(J-STAGE)版のみカラー掲載が可能な場合がある。
- (3) 原稿枚数は原則として刷り上がり9頁(図表, 文献類を含む)以内とする。(本誌1頁は図表を含まない場合, 2,250字になる)
- (4) 原稿は, 和文は左横書, 常用漢字, 現代かなづかいを, 英文は標準的なフォント(Times New Romanなど)を使用しダブルスペースで記載すること。必ずページ番号を入れること。句点は「,」読点は「.」とすること。
- (5) 論文の第1頁目(タイトルページ)に, ①論文標題, ②区分(総説, 原著, 症例報告), ③筆頭著者と論文の代表責任者それぞれの姓名, 所属, 職名, E-mailアドレス, 電話番号, 郵便用住所および筆頭著者の学会員番号を明記すること。④共著者については姓名と所属を記載する。⑤原稿枚数, 図・表(ソフト名, バージョンを記載), 写真の枚数を記載すること。雑誌掲載時に誌面に記載される連絡著者が代表責任者と異なる場合には, ⑥連絡著者の姓名, E-mailアドレス, 所属先住所を記載すること。
- (6) 総説は原則, 編集委員会からの依頼原稿とする。一般投稿での総説も認めるが, 著者の研究実績に基づき特定分野や主題について総括的にまとめた内容であることとし, 査読を経て採否が決まる。
- (7) 論文の構成は, 以下に従うこと。英文論文もこれに準ずる。
総説論文: 要旨(和文, 英文)—序言—解説的な考察—結論—利益相反の表記—参考文献—図表の説明
原著論文: 要旨(和文, 英文)—序言—対象・方法—成績—考察—結論—利益相反の表記—参考文献—図表の説明
症例報告: 要旨(和文, 英文)—序言—症例—検査所
- 見—考察—結論—利益相反の表記—文献—図表の説明
- (8) 和文論文は, 400字以内の要旨と, その後に索引用「見出し語」(5語以内)を記載すること。さらに英文抄録 200 words 以内, 3~5個の英文 keywords, 英文タイトル, 英文著者名, 所属名を必ず添えること。
- (9) 結論あるいは結びの後に「利益相反に関する開示」について表記すること。なお, 開示事項があるにも関わらず原稿送付時に添付されていない場合は査読を行わない。
- (10) 英文論文は, 要旨は 250 words, keywords 5個以内とする。その他の投稿要領は和文論文に準ずる。
- (11) 日本語で表せる用語はできるだけ日本語で表し, 外国語をさける。ただし, 人名, 酵素名, 生化学的な物質名, 薬品名, 地名は原則として原語を用いること。
- (12) 度量衡は km, m, cm, mm, μ l, L, ml, kg, g, mg, μ g, mEq/L, mg/ml など, 数字は算用数字(1, 2, 3など)を用いること。
- (13) 文献は引用順に末尾に一括し, 次の形式で記載すること。
著者名は全員を書き, 省略せず, また単行本では編者の名も記入する。
雑誌の場合: 著者名, 論文題名, 雑誌略名(類似の誌名のあるときは発行地), 西暦年号; 巻: 最初と最後の頁。の順に記載する。雑誌の略名は, 英文は Index Medicus, 和文は医学中央雑誌を参照のこと
電子論文の場合: 著者名, 論文題名, 雑誌略名, 発行年(西暦), アクセス年月日(西暦), URL。の順に記載する。早期公開の場合は, 著者名, 論文名, 雑誌略名, DOI: xxx-xxxx-xxxxx (online ahead of print) の順に記載する。
ウェブサイトからの引用の場合: 発行機関名, 発行年(西暦), 表題名, URL を記載し, アクセス年月日(西暦)を括弧書きで記載する。
記載例:
1) Sakiyama T, Tsuda, M, Owada M, Joh K, Miyawaki S, Kitagawa T: Bone marrow transplantation for

- Niemann-Pick mice. *Biochem Biohys Res Comm* 1983; 113: 605-610.
- 2) Crawford M A, Gibbs DA, Watts R WE: *Advances in the Treatment of Inborn Errors of Metabolism*. Chichester, John Wiley & Sons, 1982.
 - 3) Kitagawa T, Mano T, Masaki T, Fujita H, Yokota H: Cost-benefit analysis and parent reaction to screening for diabetes in school children, in *Recent Progress in Medico-Social Problems in Juvenile Diabetes*, edited by Laron Z and Galazer A, Basel, Karger, 1983: 139-142.
 - 4) 多田啓也: 新生児マス・スクリーニング計画により発見された先天性代謝異常症の追跡調査. *日小児会誌* 1983; 87: 2475-2485.
 - 5) 北川照男: 先天性代謝異常症の予防と治療. *新内科学大系年刊版 85-B*, 山村雄一ほか監修, 東京, 中山書店, 1985: 183-207.
 - 6) 総務省, 2011年, 平成23年版情報通信白書,

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h23/html/nc354610.html> (アクセス日: 2013年7月1日)

(14) 掲載料, 別刷について

掲載料は無料. 別刷りを希望する際は, 50部単位で著者校正時に申し込むこと. その際, 実費を申し受ける. 著者以外からの別刷依頼は受けない. 著者校正時以降における別刷依頼の場合は別料金となる.

(15) 論文・必要書類送付先

『日本小児腎臓病学会雑誌』編集室
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-8-21 虎ノ門33
森ビル7階
株式会社メディカルトリビューン 学術編集部内
Tel 03-6841-4542 Fax 03-6841-4560
E-mail : jjpn@medical-tribune.co.jp

誓 約 書

年 月 日

日本小児腎臓病学会雑誌
編集委員会 御中

著者は、下記投稿論文の内容あるいは主要部分を十分吟味し、他紙に投稿していない事を誓約致します。
また、本誌に掲載された論文の著作権(Copyright)は、日本小児腎臓病学会に帰属することを認めます。

論文名:

代表責任者・著者名(共著者を含む全員)署名(自署)

代表責任者名		
著 者 名	著 者 名	著 者 名

日本小児腎臓病学会 利益相反に関する規則

日本小児腎臓病学会(以下、本学会)は、様々な活動を通じて社会に貢献することを目指している。しかし、同時に本学会および本学会員(以下、会員)におけるそれらのすべての活動においては、社会的責任と高度な倫理性が要求されている。このことに鑑み、本学会において、利益相反(Conflicts of Interest, COI と略す)に関する規則を定める。

本規則の策定においては、経済的な COI 状態が研究者に生じること自体には問題は無いことを理解し、本学会がそれらを適切に管理し、研究内容や著作物にバイアスが掛けられていると見られかねない状況を修正し、研究者および研究機関に対する根拠のない誤解を避ける仕組みを構築することを目的とする。つまり、本学会が COI を適切にマネジメントすることにより、医学的研究の実施、研究成果の発表・普及・啓発等の活動を信頼性と公明性を維持した状態で適正に推進させ、小児腎臓病およびその周辺疾患に含まれる疾患の予防・診断・治療の進歩に貢献することにより社会的責務を果たすことにある。

なお、本学会、および会員の活動とは、本学会が主催する学術集会をはじめとするあらゆるプログラム、本学会が編集する学会誌をはじめとする刊行物の出版、本学会の関与する各委員会活動、調査・研究事業、およびこれらに関わる会員の活動のことである。

この規則は、本学会会員を他者からの誹謗中傷から守ることも一つの目的としたものである。ただし、会員の正直で誠実な対応が必要で、意図的な虚偽の記載などがある場合には、違反者として何らかの措置(以下、第 8 条)を考慮する。

第 1 条(対象者)

1. 本規則は、以下各号に定める者に対し適用される。
 - ① 本学会の役員(理事長、理事、監事)
 - ② 本学会が主催する学術集会、セミナー、講演会等担当責任者
 - ③ 本学会の各委員会、ワーキンググループ委員
 - ④ 本学会学術集会発表者(共同発表者を含む)、本学会刊行物への投稿に係る執筆者(共同執筆者を含む)、本学会が主導する診療ガイドライン等の策定

に関わる者

- ⑤ 本学会の事務局職員
 - ⑥ その他、利益相反委員会委員長が必要と定めた者
2. 本規則は、前項各号に規定する対象者の配偶者、一親等の親族に対しても適用される。

第 2 条(COI の自己申告の提出等)

1. 前条 1 項 1 号、2 号、3 号、5 号及び 6 号に定めた対象者は、本学会が行うすべての事業活動に関し、「企業や営利を目的とした団体」との経済的な関係について、第 4 条に定める基準に従い、就任時を起点として当該年度および前年度から過去 3 年度分における COI 状態の有無について、所定の COI 報告様式(COI 報告様式 1)を用いて本学会に提出しなければならない。在任中に新たな COI 状態が発生した場合には、発生してから 8 週以内に COI 報告様式を用いて本学会に提出しなければならない。
2. 前条 1 項 4 号に定める対象者は、学術集会等での発表・刊行物への投稿・ガイドライン等の策定及び調査研究に関し、発表内容・投稿内容・ガイドライン・調査研究等内容に関連する「企業や営利を目的とした団体」との経済的な関係について、第 4 条に定める基準に従い、学術集会等演題登録日・論文等投稿日・ガイドライン等策定開始日等を起点として、当該年度および過去 3 年度分における COI 状態の有無について、以下各号の定めに従って開示しなければならない。
 - ① 学術集会等での発表者(共同発表者を含む)は、演題登録時に COI を自己申告し、当該学術集会等発表時に、COI 状態の有無を公表する。演題登録時には web 登録の際の申告フォーマットを用いるか所定の様式(COI 報告様式 2)を用いて申告する。
 - ② 本学会の学会誌などで論文発表を行う著者は全員、会員・非会員を問わず、発表内容が企業や団体と経済的な関係を持っている場合、投稿時を起点として該当年度および前年度から 3 年間の COI のみならず、出版受理時に追加事項がある場合は追加 COI も含めて COI 状態を所定の様式(COI 報告様式 2)を用いて事前に編集委員会へ届け出なければならない。論文の責任著者は当該論文にかかる著

者全員からの COI 状態に関する申告書を取りまとめて提出し、記載内容について責任を負うことが求められる。論文の末尾には巻末の開示例を参考に各著者の COI を明記し、COI が存在しない場合も「日本小児腎臓病学会の定める基準に基づく利益相反に関する開示事項はありません。」との一文を付す。

- ③ ガイドラインや指針の策定にかかる委員会の委員長および委員は、就任時に所定の様式所(COI 報告様式 1)を用いて該当年度および前年度から過去 3 年分を提出しなければならない。また、著作物の冒頭に巻末の開示例を参考に策定に関わったすべてのメンバーの COI をその有無に関わらず、すべての項目に関して巻末の開示例を参考に開示することを推奨する。
3. 1 項、2 項において COI 状態が有りの場合は、経済的な関係のある企業や営利を目的とした団体の名称、および経済的利益の項目を公表または明示しなければならない。該当者は所定の COI 報告様式を作成後提出する必要がある。さらに著作物公開時および学術集会演題公表時には巻末の開示例に従い開示する必要がある。

第 3 条(対象となる団体)

前条に定める「企業や営利を目的とした団体」とは、以下各号で規定する関係をもった企業や団体とする。

- ① 医学的研究を依頼し、または、共同で行った関係(有償無償を問わない)
- ② 医学的研究において評価される治療・薬剤・機器等に関連して特許権等の権利を共有している関係
- ③ 医学的研究において使用される薬剤・機材等を無償もしくは特に有利な価格で提供している関係
- ④ 医学的研究について研究助成・寄附・役務等をしている関係
- ⑤ 医学的研究において未承認の医薬品や医療器機等を提供している関係
- ⑥ 寄附講座等のスポンサーとなっている関係

第 4 条(COI 自己申告の基準について)

COI 自己申告を必要とする基準は、以下各号で規定する。ただし、以下各号の年間とは 4 月 1 日から翌 3 月 31 日までとする。また、年度内途中で申告基準額は、以下各号に規定する年間基準額とする。ただし、申告時以降、追加の活動があり、年間基準額以上となった場合は、

第 2 条第 1 項に従い申告しなければならない。

- ① 医学的研究に関連する企業や営利を目的とした団体(以下、「企業や団体」という)の役員、顧問職については、一つの企業や団体からの報酬額が年間 100 万円以上とする。
- ② 株式の保有については、一つの企業についての一年度の株式による利益(配当、売却益の総和)が 100 万円以上の場合、あるいは当該全株式の 5% 以上を所有する場合とする。
- ③ 企業や団体からの知的財産権の対価として受ける使用料、譲渡額等については、当該対象者が受ける 1 件あたり年間 100 万円以上とする。
- ④ 企業や団体から、会議の出席(発表)に対し、拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料等)については、一つの企業や団体からの年間の講演料等が合計 50 万円以上とする。
- ⑤ 企業や団体がパンフレット、座談会記事等の執筆に対して支払った原稿料等については、一つの企業や団体からの年間の原稿料等が合計 50 万円以上とする。
- ⑥ 企業や団体が提供する研究費については、医学系研究(治験、受託研究費、共同研究費等)に対して一つの企業や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局(講座・分野)あるいは申告者が長となっている部局に割り当てられた総額が年間 100 万円以上とする。
- ⑦ 企業や団体が提供する奨学(奨励)寄附金については、一つの企業や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局(講座・分野)あるいは申告者が長となっている部局に割り当てられた総額が年間 100 万円以上の場合とする。
- ⑧ 企業や団体が提供する寄附講座に申告者が所属している場合とする。
- ⑨ 研究と直接無関係な旅行・贈答品等の提供については、一つの企業や団体から受けた総額が年間 5 万円相当以上とする。

第 5 条(COI 情報の保管)

1. 第 1 条 1 項 1 号、2 号、3 号、4 号、5 号及び 6 号に定めた対象者から提出された COI 情報は、当該申告者の任期満了の日から 2 年間、理事長の監督の下において本学会事務所で厳重に保管されなければならない。ただし、PDF 化された電子資料での保管も可能とする。

2. 第1条1項4号に定める対象者から提出されたCOI情報は、学術集会等での演題登録・刊行物への投稿・及びガイドライン等の策定が開始された日から2年間、理事長の監督の下において本学会事務局で厳重に保管されなければならない。ただし、PDF化された電子資料での保管も可能とする。
3. 前2項に定める2年間の期間を経過したものについては、理事長の監督の下において削除・廃棄することができる。

第6条(COI情報の開示)

1. COI情報は、原則として非公開とする。
2. COI情報は、理事会において、本学会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要があると認められた場合には、必要な範囲で本学会の内外に開示または公開することができる。但し、理事会は、COI委員会の助言を受けたうえで、当該問題を取り扱う特定の理事に対し、COI情報の開示に関する決定をする権限を委嘱することができる。
3. 前項の場合、開示または公開されるCOI情報の申告者は、理事会または決定を委嘱された理事に対して意見を述べることができる。
4. 非会員による、COI情報の開示請求(法的請求を含む)について、理事長において当該請求に妥当な理由があると判断した場合、COI委員会が個人情報保護を考慮のうえ開示内容を作成し、理事長から請求者に回答する。

第7条(対象者が回避すべき事項)

第1条の対象者は、医学研究の結果とその解釈といった公表内容や、医学研究での科学的な根拠に基づくガイドライン等の作成について、その医学研究の資金提供者・企業の恣意的な意図に影響されてはならない。

第8条(違反者に対する措置)

理事会は、本規則に違反する行為に関して審議する権限を有しており、COI委員会に諮問し答を得たうえで、理事会で審議した結果、重大な指針違反があると判断した場合には、その違反の程度に応じた期間を設定して、以下各号で定める措置の全てまたは一部を講ずることができる。

- ① 本学会が開催するすべての講演会での発表禁止
- ② 本学会の刊行物への論文等掲載の禁止あるいは論文等撤回

- ③ 本学会の学術集会の会頭就任禁止
- ④ 本学会の理事会、委員会、作業部会への参加禁止
- ⑤ 本学会の理事の解任、または理事になることの禁止
- ⑥ 本学会会員の資格停止、除名、または入会の禁止等
- ⑦ その他本委員会が適当と考える措置

第9条(不服申し立て)

1. 前条で定める審議により措置を受けると決定された者が、当該結果に不服があるときは、理事会決定の結果の通知を受けた日から7日以内に、理事長宛ての不服申し立て審査請求書を学会事務局に提出することにより、審査請求をすることができる。
2. 理事長は、前項の審査請求を受けた場合、速やかに不服申し立て審査委員会(以下、「審査委員会」という)を設置しなければならない。
3. 審査委員会は、理事長が指名する本学会会員若干名により構成され、委員長は委員の互選により選出する。COI委員会委員は審査委員会委員を兼ねることはできない。審査委員会は審査請求書を受領してから30日以内に委員会を開催してその審査を行う。
4. 審査委員会は、必要があると判断した場合には、当該不服申立者から意見を聴取することができる。
5. 審査委員会は、特別の事情がない限り、審査に関する第1回の委員会開催日から30日以内に不服申し立てに対する答申書をまとめ、理事長に提出する。
6. 審査委員会の決定に対しては、不服申し立てはできない。

第10条(COI委員会)

1. COI委員会は、理事長が指名する本学会会員7名および外部委員により構成し、委員長は理事長が指名し理事会で承認された理事長以外の者とする。
2. COI委員会は、提出されたCOI情報の確認・調査等を行う。本学会事務局員は、COI委員会委員長の指示のもと、これに協力することができる。
3. COI委員会委員および本学会事務局員は、委員会の活動により知った会員のCOI情報についての守秘義務を負う。
4. COI委員会は、理事会、倫理委員会と連携して、本規則に定めるところにより、役員のCOI状態の管理と違反者に対する対応を行う。

第 11 条(規則の変更)

本規則は、社会的要因や産学連携に関する法令の改変等から、個々の事例によって一部に変更が必要となることが予想される。COI 委員会は、本規則の見直しのための審議を行い、理事会の決議を経て、変更することができる。

附則

第 1 条(施行期日)

本規則は、2019 年 10 月 8 日から施行する。

ただし、第 1 条 1 項 4 号に定めた対象者のうち、本学会学術集会発表者(共同発表者を含む)については第 55 回日本小児腎臓病学会学術集会演題登録から、本学会機関誌への投稿に係る執筆者(共同執筆者を含む)については 2020 年 1 月 1 日から適用する。

第 2 条(本規則の改正)

本規則は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正、整備ならびに医療および臨床研究をめぐる諸条件の変化に適合させるために、原則として、必要に応じて見直しを行うこととする。

第 3 条(役員等への適用に関する特則)

本規則施行のときに既に本学会役員(理事長、理事、監事、委員会委員長を含む)に就任している者については、本規則を適用して所定の COI 自己申告を行わせるものとする。

本規則は 2019 年 10 月 8 日に公開した。

付録：COI 開示例

1. 日本小児腎臓病学会雑誌，ガイドライン等明示例(論文・本文末尾または冒頭に記載)

例1：日本小児腎臓病学会の定める基準に基づく利益相反に関する開示事項はありません。

例2(開示すべき項目のみ記載)：

日本小児腎臓病学会の定める利益相反に関する開示事項に則り開示します。

該当事者氏名

研究費 ○○○○○製薬

例3(すべての項目を記載，特にガイドラインにおいては本形式を推奨する)：

日本小児腎臓病学会の定める利益相反に関する開示事項に則り開示します。

該当事者氏名：①無し，②無し，③無し，④***製薬株式会社，⑤無し，⑥無し，⑦***製薬株式会社，⑧無し，⑨無し

- ① 企業や営利を目的とした団体の役員，顧問職の有無と報酬(年間 100 万円以上)。
- ② 株式の保有と株式による利益(年間 100 万円以上)，あるいは当該全株式の 5%以上の所有の有無。
- ③ 企業や営利を目的とした団体からの知的財産権の対価として支払われた報酬(1 件あたり年間 100 万円以上)。
- ④ 企業や営利を目的とした団体から，会議の出席(発表，助言など)に対し，拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料等)(一つの企業・団体からの年間 50 万円以上)。
- ⑤ 企業や営利を目的とした団体から，パンフレット，座談会記事等の執筆に対して支払われた原稿料等(一つの企業・団体から年間 50 万円以上)。
- ⑥ 企業や営利を目的とした団体から提供された研究費(一つの企業・団体から申告者個人または申告者が所属する部局(講座・分野)あるいは申告者が長となっている部局に割り当てられた総額が年間 100 万円以上)。
- ⑦ 企業や営利を目的とした団体から提供された奨学(奨励)寄附金(一つの企業・団体から年間 100 万円以上)。
- ⑧ 企業や営利を目的とした団体が提供する寄附講座

に申告者が所属している場合。

- ⑨ 研究と直接無関係な旅行・贈答品等の提供(一つの企業・団体から年間 5 万円以上)
2. 学術集会演題公表例(口演ではスライドの 2 枚目(タイトルスライドの後)に公表，ポスターでは最後に開示)

例 1

日本小児腎臓病学会
COI開示
演者氏名：***、***、***

日本小児腎臓病学会に定める利益相反に関する
開示事項はありません

例 2

日本小児腎臓病学会
COI開示
演者氏名：***、***、***

日本小児腎臓病学会に定める利益相反に関する
開示事項に則り開示します

(対象者氏名)
報酬： ***製薬株式会社
株式による利益： ***工業株式会社
講演料： ***製薬株式会社
奨学寄附金： ***株式会社
(開示すべき項目のみ記載する)

COI 自己申告書：西暦_____年度（20__年4月1日より20__年__月__日）

(就任年度および前年度から過去3年間1年毎に分けて申告, 過去年度は4月1日から3月31日までを意味する)

一般社団法人 日本小児腎臓病学会理事長殿

申告者氏名 : _____

所属(機関・教室/診療科)・職名 : _____

本学会での役職名: 理事長 理事 監事 会長 次回会長 学術講演会会長特定委員会名: 各種委員会・委員長 学術集会運営委員会 学会誌編集会議診療ガイドライン策定に関わる委員会 倫理・医療安全委員会 利益相反委員会作業部会 学会従業員 その他

A. 自己申告者自身の申告事項

1. 企業や営利を目的とした団体の役員, 顧問職の有無と報酬額 (有 ・ 無)

(1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上のものを記載)

	企業・団体名	役職(役員・顧問など)	金額区分
1			
2			
3			

金額区分: ①100万円以上 ②500万円以上 ③1000万円以上

2. 株の保有と, その株式から得られる利益(1年間の本株式による利益) (有 ・ 無)

(1つの企業の1年間の利益が100万円以上のもの, あるいは当該株式の5%以上保有のものを記載)

	企業名	持ち株数	申告時の株値(一株あたり)	金額区分
1				
2				

金額区分: ①100万円以上 ②500万円以上 ③1000万円以上

3. 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬 (有 ・ 無)

(1つの特許使用料が年間100万円以上のものを記載)

	企業・団体名	特許名	金額区分
1			
2			

金額区分: ①100万円以上 ②500万円以上 ③1000万円以上

4. 企業や営利を目的とした団体より, 会議の出席(発表, 助言など)に対し, 研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当, 講演料などの報酬 (有 ・ 無)

(1つの企業・団体からの講演料が年間合計50万円以上のものを記載)

	企業・団体名	金額区分
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

金額区分: ①50万円以上 ②100万円以上 ③200万円以上

COI 報告様式 1

5. 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料 (有 ・ 無)

(1つの企業・団体からの原稿料が年間合計 50 万円以上のものを記載)

	企業・団体名	金額区分
1		
2		

金額区分：①50 万円以上 ②100 万円以上 ③200 万円以上

6. 企業や営利を目的とした団体が契約に基づいて提供する研究費 (有 ・ 無)

(1つの企業・団体から、医学系研究(共同研究, 受託研究, 治験など)に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた 100 万円以上のものを記載)

	企業・団体名	研究費区分	金額区分
1			
2			
3			

研究費区分：①産学共同研究 ②受託研究 ③治験 ④その他

金額区分：①100 万円以上 ②1000 万円以上 ③2000 万円以上

7. 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学(奨励)寄附金 (有 ・ 無)

(1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた 100 万円以上のものを記載)

	企業・団体名	金額区分
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		

金額区分：①100 万円以上 ②500 万円以上 ③1000 万円以上

8. 企業などが提供する寄附講座 (有 ・ 無)

(企業などからの寄附講座に所属している場合に記載)

	企業・団体名	寄附講座の名称	設置期間
1			
2			

* 実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた 100 万円以上のものを記載

9. その他の報酬(研究とは直接に関係しない旅行, 贈答品など) (有 ・ 無)

(1つの企業・団体から受けた報酬が年間 5 万円以上のものを記載)

	企業・団体名	報酬内容	金額区分
1			
2			
3			

金額区分：①5 万円以上 ②20 万円以上

B. 申告者の配偶者、一親等内の親族、または収入・財産的利益を共有する者の申告事項

該当する方の口にしをお付けください。

すべて申告事項無し：こちらにしをお付けの場合は下記項目の記入は必要ございません。

申告事項有り：下記の該当項目にご記入ください。無い項目には「無」にしを付けてください。

1. 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額 (有 ・ 無)

(1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上のものを記載)

	該当者氏名		申告者との関係	
	企業・団体名		役職(役員・顧問など)	金額区分
1				
2				

金額区分：①100万円以上 ②500万円以上 ③1000万円以上

2. 株の保有と、その株から得られる利益(1年間の本株式による利益) (有 ・ 無)

(1つの企業の1年間の利益が100万円以上のもの、あるいは当該株式の5%以上保有のものを記載)

	該当者氏名		申告者との関係	
	企業名	持ち株数	申告時の株値(一株あたり)	金額区分
1				
2				

金額区分：①100万円以上 ②500万円以上 ③1000万円以上

3. 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬 (有 ・ 無)

(1つの特許使用料が年間100万円以上のものを記載)

	該当者氏名		申告者との関係	
	企業・団体名		特許名	金額区分
1				
2				

金額区分：①100万円以上 ②500万円以上 ③1000万円以上

誓約：私の利益相反に関する状況は上記の通りであることに相違ありません。私の日本小児腎臓病学会での職務遂行上で妨げとなる、これ以外の利益相反状態は一切ありません。なお、本申告書の内容は、社会的・法的な要請があった場合は、公開することを承認します。

申告日(西暦) _____ 年 _____ 月 _____ 日

申告者署名 _____ 印

受付番号： _____

(本申告書は、任期満了、あるいは委員の委嘱撤回の日から3年間保管されます)

日本小児腎臓病学会雑誌著者・学術集会演者：自己申告による COI 報告書

著者・演者名： _____

論文題名・演題名： _____

(著者・演者全員について、投稿時点の当該年度および前の年から過去3年間を対象に、発表内容に関する企業・組織または団体との COI 状態を著者ごとに自己申告記載)

項目	該当の状況	有であれば、著者名：企業名などの記載
① 報酬額 1つの企業・団体から年間100万円以上	有・無	
② 株式の利益 1つの企業から年間100万円以上、あるいは当該株式の5%以上保有	有・無	
③ 特許使用料 1つにつき年間100万円以上	有・無	
④ 講演料 1つの企業・団体からの年間合計50万円以上	有・無	
⑤ 原稿料 1つの企業・団体から年間合計50万円以上	有・無	
⑥ 研究費・助成金などの総額 1つの企業・団体から、医学系研究(共同研究、受託研究、治験など)に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた100万円以上のものを記載	有・無	
⑦ 奨学(奨励)寄附金などの総額 1つの企業・団体からの奨学寄附金を共有する所属部局(講座、分野あるいは研究室など)に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた100万円以上のものを記載	有・無	
⑧ 企業などが提供する寄附講座 実質的に用途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた100万円以上のものを記載	有・無	
⑨ 旅費、贈答品などの受領 1つの企業・団体から年間5万円以上	有・無	

(本 COI 申告書は論文掲載後所定の期間保管されます)

(申告日) 年 月 日

Corresponding author(署名) _____ (印)